

南越消防組合人事行政の運営等の状況

令和3年12月

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 所属別職員数の状況

令和3年4月1日現在の所属別職員数の状況は、次の表のとおりです。

| 区 分 | | 職 員 数 | | |
|------|---------|----------|----------|---------|
| 所 属 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 増減数 |
| 消防本部 | 消 防 長 | 1人(0人) | 1人(0人) | 0人(0人) |
| | 次 長 | 2人(0人) | 2人(0人) | 0人(0人) |
| | 署 統 括 監 | 1人(0人) | 1人(0人) | 0人(0人) |
| | 総 務 課 | 8人(1人) | 7人(2人) | △1人(1人) |
| | 予 防 課 | 6人(1人) | 6人(1人) | 0人(0人) |
| | 警 防 課 | 7人(1人) | 7人(1人) | 0人(0人) |
| | 指令情報課 | 11人(0人) | 11人(1人) | 0人(1人) |
| | 派遣職員 | 8人(0人) | 7人(0人) | △1人(0人) |
| | 小 計 | 44人(3人) | 42人(5人) | △2人(2人) |
| 消防署 | 中 消 防 署 | 32人(0人) | 32人(0人) | 0人(0人) |
| | 東 消 防 署 | 38人(0人) | 38人(0人) | 0人(0人) |
| | 南 消 防 署 | 37人(0人) | 38人(0人) | 1人(0人) |
| | 小 計 | 107人(0人) | 108人(0人) | 1人(0人) |
| 合 計 | | 151人(3人) | 150人(5人) | △1人(2人) |

※各所属の職員数の（ ）内は再任用職員数です。

※令和2年度及び令和3年度の総務課職員のうち1名は越前市からの派遣です。

※派遣職員のうち2名は、定数外として福井県に派遣しています。

(2) 職員採用の状況

令和2年度に実施した職員採用試験及び採用の状況は、次の表のとおりです。

| 試験区分 | 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 採用者数 | 競争率 |
|------|------|------|------|------|------|
| 消防吏員 | 18人 | 17人 | 4人 | 4人 | 4.25 |

(3) 職員退職の状況

令和2年度に退職した職員数は、次の表のとおりです。

| 定年退職 | 勸奨退職 | その他 | 合 計 |
|------|------|-----|-----|
| 3人 | 0人 | 2人 | 5人 |

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

令和2年度の普通会計決算における人件費の状況は、次の表のとおりです。

| 住民基本台帳人口 (令和3年3月31日現在) | 歳出額(A) | 実質収支 | 人件費(B) | 人件費率 (B/A) |
|---------------------------|--------------|-----------|--------------|---------------|
| 95,008 人 | 1,995,221 千円 | 52,573 千円 | 1,244,820 千円 | 62.39 % |

※住民基本台帳人口は、当組合構成市町の越前市、池田町及び南越前町の合計です。

(2) 職員給与費の状況

令和3年度の普通会計の当初予算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

| 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 |
|------------|------------|------------|--------------|
| 578,007 千円 | 423,449 千円 | 239,912 千円 | 1,241,368 千円 |

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

令和3年4月1日現在における職員の平均給料月額及び平均年齢の状況は、次の表のとおりです。

| 区 分 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
|-------|-----------|--------|
| 一般行政職 | 309,953 円 | 37.9 歳 |

(4) 職員の初任給の状況

令和3年4月1日現在における職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

| 区 分 | | 決定初任給 | 採用2年経過日給料月額 |
|------|-----|-----------|-------------|
| 消防吏員 | 大学卒 | 192,200 円 | 203,700 円 |
| | 短大卒 | 168,900 円 | 185,500 円 |
| | 高校卒 | 157,600 円 | 168,900 円 |

(5) 職員の経験年数別給料月額の状況

令和3年4月1日現在における職員の経験年数別平均給料月額の状況は、次の表のとおりです。

| 区 分 | 経験年数 10 年 | 経験年数 15 年 | 経験年数 20 年 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 消防職員 | 255,740 円 | 314,600 円 | 379,100 円 |

※消防職員とは、消防吏員及び事務職員のことをいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

令和3年4月1日現在における一般行政職の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 合計 |
|---------|---------------|-------|-------|-------------------|------|
| 役職名 | 消防士 | 消防副士長 | 消防士長 | 消防司令補 | |
| | | | (主査) | (主幹・主査) | |
| 職員数 | 32人 | 21人 | 22人 | 5人 | |
| 構成率 | 21.3% | 14.0% | 14.7% | 3.3% | |
| 区分 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | |
| 代表的な役職名 | 消防司令 消防司令補 | 課長 | 署長 | 消防長 次長 署統括監 | |
| | (主幹) | (参事) | (副理事) | (理事) | |
| 職員数 | 40人 | 23人 | 3人 | 4人 | 150人 |
| 構成率 | 26.7% | 15.3% | 2.0% | 2.7% | 100% |

※ 1 南越消防組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 役職名とは、それぞれの級に該当する代表的な職名又は階級です。

3 () は補職名を表しています。

(7) 職員手当の状況

令和3年4月1日現在における職員手当の状況は、次の表のとおりです。

| 区分 | 南越消防組合 | 国 |
|------|---|--|
| 扶養手当 | (1) 配偶者・父母等 3,500円～6,500円 (2) 満22歳年度末までの間にある子 ① 1人につき10,000円 ② 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算 | (1) 配偶者・父母等 6,500円 (2) 満22歳年度末までの間にある子 ① 1人につき10,000円 ② 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算 |
| 住居手当 | (1) 借家・借間等 ① 家賃27,000円以下 家賃-16,000円 ② 家賃27,000円を超え61,000円未満 (家賃-27,000円)/2+11,000円 ③ 家賃61,000円以上 28,000円 ※R4.3.31まで経過措置有 減額幅最大2,000円(対R2.3.31) | (1) 借家・借間等 ① 家賃27,000円以下 家賃-16,000円 ② 家賃27,000円を超え61,000円未満 (家賃-27,000円)/2+11,000円 ③ 家賃61,000円以上 28,000円 |
| 通勤手当 | (1) 交通機関利用者 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額55,000円 (2) 乗用車等使用者 距離区分に応じ2,000円～ | (1) 交通機関利用者 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額55,000円 (2) 乗用車等使用者 距離区分に応じ2,000円～ |

| 区分 | 南越消防組合 | | | 国 | | |
|--------------|-------------------------|---------------------------|------------|-------------------------|---------------------------|------------|
| 期末手当 勤勉手当 | | 期末手当 | 勤勉手当 | | 期末手当 | 勤勉手当 |
| | 6 月期 | 1.275 月 | 0.95 月 | 6 月期 | 1.275 月 | 0.95 月 |
| | 12 月期 | 1.275 月 | 0.95 月 | 12 月期 | 1.275 月 | 0.95 月 |
| | 計 | 2.55 月 | 1.9 月 | 計 | 2.55 月 | 1.9 月 |
| | 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 | | 有 | 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 | | 有 |
| 退職手当 | | 自己都合 | 勸奨・定年 | | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| | 勤続20年 | 19.6695月 | 24.586875月 | 勤続20年 | 19.6695月 | 24.586875月 |
| | 勤続25年 | 28.0395月 | 33.27075月 | 勤続25年 | 28.0395月 | 33.27075月 |
| | 勤続35年 | 39.7575月 | 47.709 月 | 勤続35年 | 39.7575月 | 47.709 月 |
| | 最高限度額 | 47.709 月 | 47.709 月 | 最高限度額 | 47.709 月 | 47.709 月 |
| | その他の 加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) | | その他の 加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算) | |

| | | |
|-------------------|---------------------|---------|
| 特殊勤務手当 (令和2年度) | 支給実績 | 26 千円 |
| | 支給職員 1 人当たり平均支給年額 | 1,773 円 |
| | 消防吏員全体に占める手当支給職員の割合 | 10.0% |

| | | |
|--------------------|--------------------|-----------|
| 時間外勤務手当 (令和2年度) | 支給総額 | 19,380 千円 |
| | 支給職員 1 人当たりの平均支給年額 | 162 千円 |

| | |
|-------|---|
| 管理職手当 | 管理、監督の職にある職員に一定額を支給 [理事級 80,000 円～100,000 円、副理事級 65,000 円、参事級 43,000 円～60,000 円] |
|-------|---|

(8) 特別職の給料、報酬等の状況

令和3年4月1日現在における特別職の給料、報酬等の状況は、次の表のとおりです。

| 区 分 | | 報酬額 (年額) | | |
|-------|------|---|----------|----------|
| 組合議員 | 議 長 | 2,700 円 (月額) | | |
| | 副議長 | 2,500 円 (月額) | | |
| | 議 員 | 2,400 円 (月額) | | |
| 消 防 団 | 階 級 | 越前市消防団 | 池田消防団 | 南越前消防団 |
| | 団 長 | 96,500 円 | 96,500 円 | 96,500 円 |
| | 副団長 | 73,000 円 | 73,000 円 | 73,000 円 |
| | 分団長 | 55,000 円 | 55,000 円 | 55,000 円 |
| | 副分団長 | 42,000 円 | 42,000 円 | 42,000 円 |
| | 班 長 | 23,000 円 | — | 23,000 円 |
| | 団 員 | 18,000 円 | 18,000 円 | 18,000 円 |
| | 出動報酬 | 災害出場の場合 1 回につき 3,000 円 災害出場以外の出場の場合 1 回につき 2,600 円 | | |

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況

令和3年度の職員の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

| 区分 | 1週間の勤務時間 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|-------|----------|-------------|---|
| 毎日勤務 | 38時間45分 | 8:30～17:15 | 12:00～13:00 |
| 交替制勤務 | 38時間45分 | 8:30～翌朝8:30 | 12:00～13:00 17:15～18:15 21:00～21:30 (21:30～6:30までの間で6時間取得) |

(2) 年次有給休暇の取得状況

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの職員の年次有給休暇の取得状況は、次の表のとおりです。

| 休暇日数 | 平均取得日数 |
|---------------------------------------|--------|
| 1年あたり20日間付与 (20日を限度に翌年に繰り越すことができる) | 6.4日 |

(3) その他の休暇の状況

令和2年度の職員のその他の休暇の状況は、次の表のとおりです。

| 休暇の種類 | 休暇期間 | 令和2年度の取得状況 | |
|----------------|------------------------|-----------------------|--------|
| 病 気 休 暇 | 負傷又は結核性疾患以外の疾病：90日以内 | 11人 | |
| 特別休暇 (主なもの) | 結 婚 休 暇 | 5日以内 | 2人 |
| | 産 前 休 暇 | 出産予定日までの6週間 | 0人 |
| | 産 後 休 暇 | 出産の日の翌日から8週間 | 0人 |
| | 忌 引 | 親族の続柄に応じ、1日から10日以内 | 17人 |
| | 夏 季 休 暇 | 6月から10月までの期間内に5日以内 | 平均4.8日 |
| | 子の看護休暇 | 一の年において5日以内 | 1人 |
| | 出産補助休暇 | 入院から出産後2週間までの期間内に2日以内 | 1人 |
| 介 護 休 暇 | 連続する6月の期間内において必要と認める期間 | 0人 | |

(4) 育児休業の状況

令和2年度の職員の育児休業の状況は、次の表のとおりです。

| 区分 | 育児休業 取得者数 | 育児休業承認期間 | | | | | |
|------|--------------|----------|--------------|----------------|----------------|----------------|--------|
| | | 6月以下 | 6月超え 1年以下 | 1年超え 1年6月以下 | 1年6月超え 2年以下 | 2年超え 2年6月以下 | 2年6月超え |
| 男性職員 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 女性職員 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、心身の故障などの事由により職員がその職責を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反して行う不利益な処分で、降任、免職、休職、降給があります。

令和2年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

| 区分 | 処分者数 | 処分事由 |
|----|------|------|
| 降任 | 0人 | — |
| 免職 | 0人 | — |
| 休職 | 0人 | — |
| 降給 | 0人 | — |

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、公務における規律及び秩序を維持するため、職員に法令違反や職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問う制裁としての処分で、戒告、減給、停職、免職があります。

令和2年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

| 区分 | 処分者数 | 処分事由 |
|----|------|------|
| 戒告 | 0人 | — |
| 減給 | 0人 | — |
| 停職 | 0人 | — |
| 免職 | 0人 | — |

5 職員のサービスの状況

(1) 服務規律の遵守に関する取組状況

地方公務員法（以下「法」という。）第30条では、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」というサービスの根本基準が規定されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）、信用失墜行為の禁止（法第33条）、秘密を守る義務（法第34条）、職務に専念する義務（法第35条）、政治的行為の制限（法第36条）、争議行為等の禁止（法第37条）、営利企業等の従事制限（法第38条）などが定められています。

当組合においても、南越消防組合職員倫理条例により、住民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する住民の信頼を確保し、公正かつ民主的な消防行政の運営に努めています。

こうした中、服務規律の遵守については、会議や研修等の機会を通じて、または、通知文等により職員に対して、綱紀粛正及び服務規律の周知徹底を図っています。

また、南越消防組合職員服務規程第2条の規定において、「職員は、管内住民の奉仕者として職責を自覚し、法令、条例、規則等及び上司の職務上の命令に従い、誠実公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。」とされており、更に同規程では「宣誓書」の提出が義務付けされ、性的言動の禁止についても厳しく規定されています。

南越消防組合のサービスの宣誓に関する条例

宣誓書

私は、日本国憲法および法律を尊重し、命令、条例、規則および規程を忠実に擁護し、消防の目的および任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体または組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実且つ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。南越消防組合では、職務に専念する義務の特例に関する条例において、①研修を受ける場合、②厚生に関する計画の実施に参加する場合、③その他任命権者が定める場合において、職務に専念する義務を免除しています。

令和2年度の職務に専念する義務の特例に関する条例の免除の状況は、次の表のとおりです。

| 申請件数 | 承認件数及び人数 |
|------|----------|
| 20件 | 20件（18人） |

(3) 営利企業等従事制限に係る許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（法第38条）とされています。

令和2年度の営利企業等従事制限に係る許可の状況は、次の表のとおりです。

| 申請件数 | 許可件数及び人数 |
|------|----------|
| 3件 | 3件（3人） |

6 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2及び第60条第4号から第6号の7の規定に基づき、現職職員は全体の奉仕者たる公務員として公正かつ公平な職務の執行に努め、また、離職後に営利企業等の地位に就いている元職員による現職職員への働きかけの規制を行っています。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

地方公務員法において、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない（第39条）」とされています。各研修機関が実施する教育訓練等に職員を積極的に参加させ、内部における署員研修等も実施し、職員の知識技能の修得など資質の向上に努めています。

令和2年度における職員の研修状況は、下表のとおりです。

| 研修機関・教育訓練・研修区分 | | 受講人員（人） | 実施回数（回） | |
|----------------|----------|---------|---------|---|
| 福井県消防学校 | 初任教育 | 5 | 1 | |
| | 幹部教育 | 初級幹部科 | 0 | 0 |
| | | 中級幹部科 | 1 | 1 |
| | | 上級幹部科 | 0 | 0 |
| | 専科教育 | 警防科 | 2 | 1 |
| | | 特殊災害科 | 0 | 0 |
| | | 予防査察科 | 1 | 0 |
| | | 危険物科 | 1 | 1 |
| | | 火災調査科 | 0 | 0 |
| | | 救助科 | 1 | 1 |
| | | 救急科 | 5 | 1 |
| 特別教育 | 水難救助科 | 0 | 0 | |
| | 起震車操作員教育 | 0 | 0 | |

| 研修機関・教育訓練・研修区分 | | 受講人員（人） | 実施回数（回） | |
|-------------------|-----------------|---------|---------|---|
| 福井県消防学校 | 特別教育 | 操法指導員教育 | 0 | 0 |
| | | 操法審査員研修 | 0 | 0 |
| | | 公開講座 | 17 | 4 |
| 消防大学校 | 火災調査科 | 1 | 1 | |
| 救急救命研修所 | 救急救命士養成課程 | 2 | 2 | |
| 救急救命士 | 病院就業前研修 | 3 | 3 | |
| | 気管挿管研修 | 3 | 3 | |
| | 病院再研修 | 11 | 11 | |
| | その他研修 | 3 | 3 | |
| 福井県防災航空隊 | 防災ヘリ搭乗員養成訓練 | 8 | 2 | |
| 東近畿支部各種業務研究会等 | | 153 | 1 | |
| 各種研修・セミナー・シンポジウム等 | | 420 | 20 | |
| 技能講習等 | 潜水士免許試験 | 0 | 0 | |
| | 衛生推進者養成講習 | 2 | 1 | |
| | 小型移動式クレーン運転技能講習 | 1 | 1 | |
| | 潜水技術研修 | 0 | 0 | |
| | 玉掛技能講習 | 1 | 1 | |
| | 酸素欠乏硫化水素危険作業主任者 | 1 | 1 | |
| | フォークリフト運転技能講習 | 2 | 1 | |
| | 第三級陸上特殊無線技師 | 0 | 0 | |
| | 小型船舶操縦士（2級） | 1 | 1 | |
| | 消防・緊急自動車運転技能講習 | 0 | 0 | |
| 職員資格取得等助成 | | 21 | 21 | |
| 職員資格取得（自主） | | 15 | 15 | |
| 計 | | 681 | 98 | |

（2）勤務成績の評定の状況

管理職員については、職員相互による勤務評定（上司と部下が相互に勤務状況等を評定する）を実施し、指揮管理能力及び事務管理能力等の高揚に努めています。

また、一般職員については、所属長及び次長等による勤務評定を実施しています。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）福利厚生状況

職員の共済制度については、福井県市町村職員共済組合が組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上を目的に、病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して給付を行う「短期給付事業」、退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」及び健康保持増進事業や住宅資金等の貸付けを行う「福祉事業」の3つの事業を行っています。

また、構成市の越前市が地方公務員法第42条の規定に基づき設置した「越前市職員共済会（職員による互助組織で条例により設置が認められた団体）」と共同で職員の福利厚生事業を行っています。

更に、職員の円滑な業務遂行に資することを目的に、消防組織法第17条の規定に基づく消防職員委員会を設置し、勤務条件や厚生福利等に関して広く職員の意見を求め、働きやすい職場づくりに努めています。

(2) 安全衛生対策の状況

南越消防組合消防衛生管理規程を設け、職場巡視・点検による働きやすい職場づくりや、心身に関する研修会の開催、産業カウンセラーの相談面接等による健康の保持増進を図っています。

また、労働安全衛生法に基づく全職員を対象とした定期健康診断（2回/年）及びストレスチェックの実施や消防吏員を対象にしたB型肝炎の抗体検査及びワクチン投与なども行っています。

(3) ハラスメント対策

南越消防組合では、ハラスメント等の防止及び排除のための措置並びにそれに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めた「南越消防組合職員セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程」を制定しています。

また、これに基づき、総務課職員からハラスメント相談員の選任を行いハラスメント問題の窓口を設けるとともに、職員に対するハラスメントに関する研修を定期的実施することで、ハラスメント等の防止に努めています。

(4) 公務災害発生状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金がその損害を補償する制度です。

令和2年度の公務災害発生状況は、次の表のとおりです。

| 区 分 | 認定件数 | | |
|------|------|----|---|
| | 負傷 | 疾病 | 計 |
| 公務災害 | 0 | 0 | 0 |
| 通勤災害 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 |